一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟（JSFD）への登録案内

１ 登録資格と登録受付窓口

JSFD の会員（競技会参加会員、以下同じ）登録は身体障害者手帳所持者に限ります。

JSFD への会員登録を希望する方は、住所地または勤務地を統括する下記、６つの地域連盟を経由して会員登録をして下さい。

１．１　地域連盟別統括地域

１．１．１　東北身体障害者水泳連盟

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

１．１．２　関東身体障害者水泳連盟

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県（浜名湖以東、注 １ 参照）

注１：静岡県在住者は県域が東西に長く、関東圏、中京圏への活動、アクセスのし易さを基準に関東連盟、中部連盟のいずれかを選択できるものとする。（浜名湖又は安倍川を境の目安とする）

１．１．３　中部障がい者水泳連盟

静岡県（浜名湖以西、注１参照）、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

１．１．４　近畿身体障害者水泳連盟

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

１．１．５　中国・四国身体障害者水泳連盟

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

１．１．６　九州身体障害者水泳連盟

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

１．２　登録事務局連絡先

１．２．１　東北身体障害者水泳連盟

担当者：仙北屋 勉

E-Mail：tutomu_1008@ybb.ne.jp

１．２．２　関東身体障害者水泳連盟

担当者：前田 大介

E-Mail：dai-zen@ch-you.ne.jp

１．２．３　中部障がい者水泳連盟

担当者：志賀 真弓

E-Mail：piisu-sc@ceres.ocn.ne.jp

１．２．４　近畿身体障害者水泳連盟

担当者　鯉田 有紀（ファインプラザ大阪内）

E-Mail：kinkisfd.1990.2.10@earth.ocn.ne.jp

１．２．５　中国・四国身体障害者水泳連盟

担当者　沖本 昭彦

E-Mail：a-okimoto@chive.ocn.ne.jp

１．２．６　九州身体障害者水泳連盟

担当者　岩佐 実郁（福岡市立障がい者スポーツセンター内）

E-Mail：kyusyusfd@pc2000.jp

担当者　福田　直美

E-Mail：kyuburo@mqc.biglobe.ne.jp

２ 平成２６年度の登録時期と登録期間

２．１　JSFD の登録時期と期間

登録時期　：　平成２６年２月１日～４月３０日

登録期間　：　平成２６年４月１日から翌年３月３１日

２．２　地域連盟の登録時期

地域連盟の登録時期については各地域連盟にお問合せください。

３ 会員の種別と競技会等における所属名

３．１　団体会員

- １名以上の会員が一つの団体名を使用して登録を行う会員です。
- 団体会員（団体の構成員）は、同一の都道府県・政令指定都市に在住、又は在勤し、同じ施設で練習を行っているもの同士で構成するものとします。但し、近隣に練習環境が整っていない場合、隣接都府県・政令指定都市の団体に所属することができます。
- 競技会等では「団体名略称」を使用して団体会員の所属を表示します。団体名略称は、当該団体の存する地域が類推できる名称を含め（推奨）、全角８文字以内（半角１６文字以内）で団体名を表示するものとします。

３．２　個人会員

- 個人で登録を行う会員です。

・ 競技会等での所属は都道府県、政令指定都市名を使用します。
例）　日本太郎　個人（東京都）　近畿花子　個人（大阪市）

４ JSFD の登録費用

（この他に、地域連盟登録料が必要です。地域連盟登録料は各地域連盟にお問合せください。）

４．１　団体登録の場合

団体名登録料　　１０，０００円
構成員登録料　　３，０００円×（構成員数）

４．２　個人登録の場合

個人登録料　　３，０００円

５ 登録に必要な届出事項

５．１　団体登録の場合（別紙、団体申込書、新規・追加登録一覧表参照）

・ 団体の名称及び事務所の所在地（既に登録されている団体名を他の団体は使用できません。登録団体名一覧を参照）
・ 代表者の氏名及び住所（代表者は会員である事）
・ 連絡責任者の氏名及び郵便番号・住所、電話番号、FAX 番号、E-メールアドレス
・ 構成員の氏名、生年月日、住所及び各人の所持する身体障害者手帳に記載された障害名及び障害等級
・ その他 JSFD、地域連盟が指定する事項（登録申込書を参照）

５．２　個人登録の場合（別紙、個人登録申込書参照）

・ 氏名、生年月日及び住所
・ 現在所持している身体障害者手帳に記載された障害名及び障害等級
・ その他 JSFD、地域連盟が指定する事項（登録申込書を参照）

５．３　登録申込

・ 申込書は別紙の雛形を参照して下さい。（必要に応じてダウンロードして下さい）
・ 該当する地域連盟に「地域連盟登録料、送金方法、申込書の送付先」等を確認の上、申込書を地域連盟に送付して下さい。

６ 個人情報の取り扱い

個人情報については日本身体障がい者水泳連盟のホームページ http://paraswim.jp/?page_id=1708 に掲載している「個人情報保護についての取り扱い基本方針」に従って取り扱います。

７ 登録時の注意点

７．１　二重登録の禁止

・ 会員は同一年度内に複数の団体の構成員には成れません。

・ 会員は同一年度内に個人登録会員と団体の構成員には成れません。

７．２　登録内容の変更届け

・ 同一年度内で会員の種別を変更する場合は現状の登録を抹消し、新たに登録を行って下さい。（新たに登録料が必要になります）

・ ５．１、５．２項の届出内容が変わった場合は遅滞無く JSFD 事務局に届出て下さい。

８ 参加できる競技会等（年度の初めに連盟関連行事予定をホームページで公表します）

８．１　水泳選手権大会、水泳競技大会

・ 各地域連盟主催の水泳選手権大会、水泳競技大会

・ 日本身体障がい者水泳選手権大会

・ ジャパンパラ水泳競技大会

・ 記録会等

＊但し、各大会等の大会要綱の規定を満たす必要があります。

８．２　合宿、研修会等

・ 当連盟主催の合宿、研修会等

＊但し、各合宿、研修会開催要綱の規定を満たす必要があります。